

70歳以上の方の医療証を更新します

国民健康保険高齢受給者証と 後期高齢者医療被保険者証

新しい受給者証を

7月下旬に送ります

毎年、その年の市・都民税の課税所得に応じて、医療機関などの窓口での負担割合の見直しを行い、新しい国民健康保険高齢受給者証は対象者全員に、後期高齢者医療被保険者証は負担割合が変わる方におのみお送りします。

医療機関などの窓口での負担割合は、市・都民税の課税所得が145万円以上の方は3割となります(世帯で同一の保険に加入している場合、その世帯の方が課税所得145万円未満でも負担は3割となります)。

負担割合が「3割」の方へ
国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の負担割合が「3割」と判定された方でも、次に該当する方は、申請することによって負担割合が変更になる場合があります。

「1割」負担となる場合
同一世帯の70歳以上75歳未満の国保加入者の方の収入合計または同一世帯の後期高齢者医療加入者の方の収入合計が520万円未満の方(1人の方は、383万円未満)
自己負担限度額が「一般」となる方
医療費が高額となったとき、1か月の自己負担限

度額が、通常「3割」の場合には「現役並み所得者」と判定されますが、「一般」となることで、自己負担限度額が少なくなる措置があります。

70歳以上75歳未満の国保加入者が1人で、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行した旧国保加入の方との収入合計が520万円未満の方

同一世帯の70歳以上の方と後期高齢者医療被保険者の収入の合計が520万円未満の方

申請方法 基準収入額適用申請書で申請してください。

入院時の各種認定証

入院した場合の医療機関などの窓口での医療費の負担が、自己負担限度額までとなる国民健康保険限度額適用認定証や、食事代もあわせて負担が減額される国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証などの各種認定証が必要な方は、交付手続きをしてください。

また、現在入院時の各種認定証をお持ちの方は、有効期限が平成20年7月31日までです。引き続き必要な方は、更新手続きをお願いいたします。

手続きに必要なもの 健康保険証、はんこ、古い認定証(現在認定証をお持ちの方)

老齢福祉年金受給者の方はその年金証書
申請場所 保険年金課、五日市出張所

年金天引きから
口座振替への切り替え

長寿医療制度の保険料
保険料が年金天引きの方(10月から予定の方も含む)のうち、次のいずれかの要件を満たす方は、事前に金融機関の窓口で保険料の口座振替の手続きを行い、「ご本人控え」を持って、窓口へ申し出ていただきます。

年金天引きによる特別徴収にかえて口座振替で支払いがで

きます。

国民健康保険税を直近2年間、滞りなく納付していた本人が今後の保険料を口座振替で納付する方

世帯主が配偶者がいる方(年金収入180万円未満の方)でその口座振替で納付する方

国民健康保険税 10月から国民健康保険税を年金から特別徴収される方

うち、国民健康保険税を直近2年間滞りなく納付している方については、事前に金融機関の窓口で国民健康保険税の口座振替の手続きを行い、「ご本人控え」を持って、窓口へ申し出ていただく

年金天引きによる特別徴収にかえて口座振替で納

付できます。なお、これまで国民健康保険税を口座振替で納付している方で、引き続き口座振替を希望する方については、直接窓口へ申し出てくださ

さい。

長寿医療制度の保険料と国民健康保険税について

10月分からは年金天引きを中止する場合は、8月8日(金)までに手続きをしてください。この日を過ぎて手続きをした場合は、時期により12月分以降からの天引き中止となります。

問合せ
国民健康保険高齢受給者証：保険年金課国保係
五日市出張所

葬祭費の
助成手続きを
お忘れなく

国民健康保険・長寿医療制度に加入されている被保険者が死亡したときに、申請により3万円の葬祭費が助成されます。被保険者証の返還時に手続きしてください。

申請場所 保険年金課、五日市出張所

後期高齢者医療被保険者証および長寿医療制度の保険料：保険年金課後期高齢者医療係
国民健康保険税：保険年金課保険税係

宮城県栗原市の中学生に 千羽鶴を届けました

岩手・宮城内陸地震で被災した友好姉妹都市・宮城県栗原市の10中学校の生徒



6月30日、西中学校の生徒代表3人が千羽鶴などを教員に手渡しました。

難病医療費 助成は毎年 更新手続きが必要です

提出期間 8月8日(金)まで

対象 有効期間が平成20年9月30日までの難病医療費をお持ちの方
提出方法 都から送られた更新の書類に記入し、必要書類を添付し、提出する。
その他 郵送または五日市出張所での受付はできません。

申込み・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

浄化槽を使用中の方へ

浄化槽は、生活環境の保全と公衆衛生の向上に必要な施設です。浄化槽法では、浄化槽を使用する方が行う3つの義務があります。
保守点検：都に登録した専門業者が定期的に行う点検作業
清掃：市町村の許可を受けた業者が行う浄化槽の清掃作業
法定検査：知事が指定した機関が行うとの状況などを客観的に判断する検査

浄化槽の使用を廃止した方は、30日以内に届出を願います。

問合せ 東京都多摩環境事務所(直通528・2692)、環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)

めざせ

健康あきる野

健康情報「健やか」

(6) 21



食の安全を求めて

食の情報混在する中、安全なものを安心して「食べる」ためにはどうしたらよいのでしょうか。身近で生産状況を確認できる場所から、新鮮で安心な農産物を得ることができ、「地産地消」の考え方は、答えの一つといえます。地産の食材を購入するメリットは次のとおりです。
身近な場所から新鮮な農産物を得ることができる。
消費者自らが生産状況などを確認できる。
食と農について親近感を得るとともに、生産と消費のつながりや伝統的な食文化に理解を深める絶好の機会となる。
流通経費などの削減で、安価に購入できる。
生産者にとっても消費者の顔が見える関係により、

石鹸などでよく手を洗いましゅう
キッチン用品はよく洗い、加熱や塩素系消毒剤などで消毒しましゅう
冷蔵庫内は、きちんと点検し、食品は早めに食べましゅう
生野菜はよく洗い、食肉は十分加熱しましゅう
井戸水や湧き水は、必ず沸騰させてから使いましゅう

問合せ 健康課予防係 (直通558・1191)

食中毒予防

食中毒の発生しやすいシーズンになりました。抵抗力の弱い子どもや高齢者に注意が必要で、食中毒を防ぐ3原則は、菌を「つけない」「増やさない」「殺菌する」ことが必要です。
感染予防のために調理や食事の前には必ず